

社会保険 いばらき

8

国民年金過年度保険料後納制度が始まります

2012 August
NO.409

- 「ねんきんネット」サービスのご利用を
- ジェネリック医薬品のご案内



「夏の大洗（サンビーチ）」（撮影・大洗町）：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

国民年金保険料の納め忘れがある皆様へ

年金制度が改正されました

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

・後納制度を詳しく知りたい!

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、**お申込み**により、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り**、国民年金保険料を納めることができる期間が**過去2年から10年に延長**（「**後納制度**」といいます）されます。

👉 後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めることにより、
- ① 将来受け取る年金額が増額!
 - ② 年金の受給資格が得られる可能性があります!



不足していた期間を納めることにより…

年金受給なし



年金受給可能

1ヵ月分の後納保険料を納めることにより老齢基礎年金が増額される目安としては…

786,500円 ※平成24年度満額の年金額

480ヵ月 (40年×12ヵ月)



1,638円 (年額) 増額

された年金額が毎年支給されます。

※延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間です。

(例) 平成14年10月の場合→平成24年10月末となります。

・ご利用いただける方

① 20歳以上60歳未満の方

10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間をお持ちの方

② 60歳以上65歳未満の方

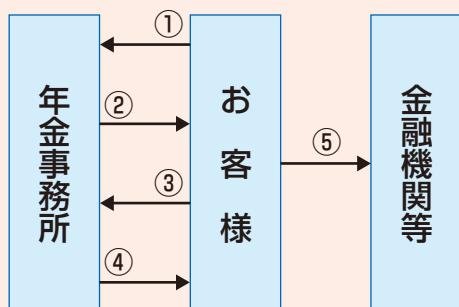
①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方

③ 65歳以上の方

年金受給資格がなく任意加入中の方など

※老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。

・お申込みから納めていただくまでの手順



- ① 申込書の送付依頼（日本年金機構HPからも取得できます）。
- ② 年金事務所から申込書が送付されます。
- ③ 申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出します。
・年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。
- ④ 年金事務所において申込書の審査・承認などを行います。
・承認通知書、納付書、リーフレットを送付。
- ⑤ 納付書により金融機関・コンビニ等で納めてください。
・市町村役場・年金事務所では納められません。



お申込みいただく際の注意事項

納付の際に加算額がつきます

- ・過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
(例：平成24年に納付)
平成21年度分以前～
当時の金額プラス加算額
平成22年度～
当時の金額のまま

納める際は順番があります

- ・後納をご利用いただく際は後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
(後納順)
(1) 平成15年度
(2) 平成16年度
(3) 平成17年度



3年以内にお申込から納付まで

- ・後納をご利用いただける期間は平成24年10月から平成27年9月までです(納付書の使用期限に注意してください)。
- ・1ヵ月ごとの分割納付も可能です。
- ・お早めのお申込みをお願いします。

お申込み後に審査を行います

- ・後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。
- ・審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお申込みください。

一部免除の未納期間

- ・一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。
- ・この場合の後納する保険料は、一般の未納期間と同じ1ヵ月分の保険料が必要です。

免除期間をお持ちの方は

- ・全額免除や一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予及び学生納付特例の承認を受けた期間は、後納をご利用いただけません。
- ・納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。

・平成24年度中の後納保険料額と納付できる期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付できる期限
平成14年度	14,940	13,300	1,640	10年目は月毎に期限が到来します。 平成25年3月31日
平成15年度	14,720	13,300	1,420	
平成16年度	14,510	13,300	1,210	
平成17年度	14,560	13,580	980	
平成18年度	14,610	13,860	750	
平成19年度	14,640	14,100	540	
平成20年度	14,760	14,410	350	
平成21年度	14,840	14,660	180	14.10月分→H24.10.31 14.11月分→H24.11.30 14.12月分→H24.12.31 15.1月分→H25.1.31 15.2月分→H25.2.28 15.3月分→H25.3.31
平成22年度	15,100	15,100	加算なし	

※過去3年度以前の期間は加算金がつきます(平成22年度分は平成25年3月31日まで加算がありません)。

①後納保険料額＝②当時の保険料額＋③加算額です。

※後納保険料額は政令で定められ、毎年(平成24年度から平成27年度までの間に限る)改定されます。

※後納納付された場合には、納付された日に納付対象月の保険料が納付されたものとみなされます。

- ・国民年金保険料の納付は、**納付しなければならない月の翌月末日が納期限と定められています**。納期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際の障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取ることができない場合がありますので、過去2年以内に納め忘れの期間をお持ちの方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
- ・2年以内の保険料が未納となっている方に対する電話・文書・戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について民間委託を実施しています。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は030-6731-2015
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉

月～金曜日 午前8:30～午後5:15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで延長

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元にお知らせが届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。

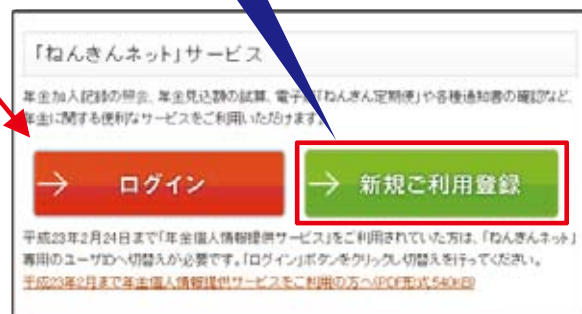
週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を!

1 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。
※画面イメージは変更される場合があります。

2 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、**アクセスキー**の有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3ヶ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や平成22年以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はおお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



◆◆ 詳しくは、「ねんきんネット」で検索 ◆◆

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

0570-058-555



050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

インターネットサービス「ねんきんネット」で 将来の年金額を試算できるようになりました！

●ライフプランに合わせて年金額の試算ができます！

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」

「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」など、グラフでわかりやすく表示します。

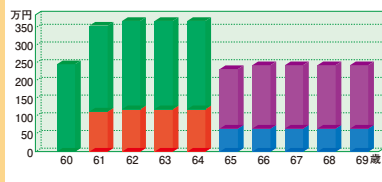
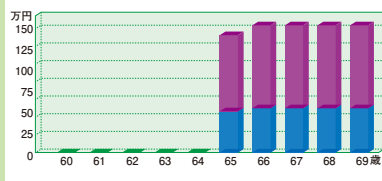
※既に老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

●いつでも、最新の年金記録が確認できます！

●記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

●「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」等の内容がご自宅で確認 できます！

具体的な年金見込額試算の例

	これまで	ねんきんネット
中高年の方	58歳男性の例 ねんきん定期便での見込額（※） 61～64歳 795,000円 65歳～ 1,812,500円 ※60歳以降、厚生年金に加入 されていない前提	今後の給料の入力 現在の仕事を継続 65歳まで 給与 240,000円 見込額（在職老齢年金） 61～64歳 637,500円 65歳～ 1,910,700円 
若年の方	33歳女性の例 （厚生年金に13年加入） ねんきん定期便での見込額（※） 380,600円 ※これまでの加入実績のみでの 見込額	今後の給料の入力 現在の仕事を継続 60歳まで 給与 200,000円 60歳まで加入後の見込額 1,356,000円 

協会けんぽからのお知らせ

ジェネリック医薬品のご案内

お薬には新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があることをご存知でしょうか。

新薬とは、新規に開発された薬のことです。これに対してジェネリック医薬品は新薬の特許期間満了後に開発された薬です。

新薬と比較しても有効成分や安全性が同等と認められ、開発コストが大幅に抑えられることで低価格に設定され、中には新薬より5割も安くなる場合があります。

★ジェネリック医薬品のメリット

主なメリットは2つあります

- ①薬代の自己負担が軽減されます。
- ②全体的な医療費（医療給付費）が低減されることで、健康保険料率の上昇が抑制されます。



ジェネリック医薬品を調べるには

服用しているお薬にジェネリック医薬品があるかどうかを調べるには、日本ジェネリック医薬品学会「かんじゃさんの薬箱」が便利です。

積極的にジェネリック医薬品の利用を促進している医療機関、調剤薬局についても確認をすることができます。

日本ジェネリック医薬品学会「かんじゃさんの薬箱」（ジェネリック医薬品の検索などが行えます）
<http://www.generic.gr.jp/>

※ジェネリック医薬品に切り替えが可能かどうかは効能やご本人の体質などを含め、医師や薬剤師の判断となります。

ジェネリック医薬品をご希望になる際は、医療機関や薬局でご相談ください。

▼ジェネリック医薬品についてはこちらをご覧ください

<http://www.kyokaikenpo.or.jp/13,49784,79,136.html>

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

企画総務グループ ☎029-303-1580 (直通)

☎029-303-1500 (代表)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

協会けんぽ

検索